

平成 29 年度 第 5 回播磨町農業委員会議事録

1、会議開催日時 平成 29 年 8 月 21 日 (月) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 50 分

2、会議場所 播磨町役場 3 階 A 会議室

3、出席委員氏名

1 番 佐伯 幸男	2 番 福壽 洋三	3 番 日和佐 修	4 番 井澤 信良
5 番 藤谷 昇	6 番 三宅 孝英	7 番 浅原 清治郎	8 番 梅谷 良治
9 番 岩本 宏司	10 番 澤田 秀隆		

出席委員 10 名 欠席委員 0 名

4、農業委員会事務局職員

事務局長 園田 敬之 主事 永井 愛 主事 住谷 真波

5、議事日程

第 1 議事録署名人の指名

第 2 議案第 11 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出のこと

議案第 12 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出のこと

議案第 13 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号括弧書に定める別段面積のこと

報告第 4 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認のこと

報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借契約解約の通知報告のこと

平成29年度 第5回播磨町農業委員会

日時：平成29年8月21日

開会 午後1時30分

○議長 ただいまから平成29年度第5回播磨町農業委員会を始めたいと思います。本日の出席は全員でございますので、会議は成立いたしております。それから、会議規則によります議事録署名委員でございますが、3番委員の日和佐委員と4番委員の井澤委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長 それでは議事を進めたいと思います。
第11号議案、農地法第4条第1項第7号の規定による届け出のことを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 議案朗読及び説明（別紙議案参照）

○議長 それでは、1番目を現地調査されました佐伯委員の報告をお願いいたします。

○佐伯委員 地図は、次のページ4ページです。写真は、写真の一番上にあります。場所は、明姫幹線の交差点、本庁舎の交差点から、土山駅の約100mが、東南の角地に駐車場がありまして、その隣の家になります。これのもう一つ駐車場の反対側の隣の土地は、今年の3月になると思うのですが、既に隣の方から、共同住宅で届けがありまして、受理されています。写真にも、今、工事中の共同住宅の写真、こちらのほうにはっきりと写っています。駐車場との間の長い残地とその奥に塊があるのですが、これも5m、6mになるぐらいの、共同住宅になっていますけれど、おそらく今、工事されている共同住宅の土地に編入されるという意味の共同住宅だと思います。この土地に共同住宅が建つほどのものではないので、周辺には、既に農地が全くなくなっていますので、今後も問

題はなかろうかと思うのですが、皆さん、御審議のほうよろしくお願
い
します。

○議長 はい、ありがとうございます。説明がございましたが、他の委員の方、
御質問はいかがでしょうか。

○梅谷委員 別に良いと思いますが、どれだけの地上げ、どうするのでしょうか。

○佐伯委員 多分、共同住宅の敷地の延長だと思うのですけれど、道は、今の共同住
宅の敷地で申請されておられた土地には、一応区画のブロックも積んで、
おそらく、この他にもいっぱいアパートの敷地に組み込まれるのではな
いかと思うのですけれどね。

○議長 佐伯さん、駐車場は、どなたがされているのでしょうか。

○佐伯委員 駐車場は、ちょっとどなたか知らない・・・

○議長 いや、前の届け出のときに、出していたら円滑で終わっていたのに、何
か忘れていたのか・・・。

○佐伯委員 駐車場は、全くわかりません。厳密に言うと、前回の3月に出される
ものが、490何平米なのですが、500超えてまた開発。


○議長 ああ、なるほど。

○佐伯委員 そうそう

○議長 500超えたらどうなるのですか。こんなしばらくかかるのですか。

○佐伯委員 開発は、ちょっと時間かかりますね。余分な設備しなければならないで
すし、時間もかかりますし。

○議長 他に御意見ございませんか。市街化区域の転用ですので、農地転用届け
を受理することと決定いたしたいと思います。次に、2番を調査された
藤谷委員、お願いいたします。

○藤谷委員 の土地ですが、これ、写真ではラインが大きく入っていますが、この区画で、ちょっと話ししていたら、この緑の部分の畑の部分だ

けの23坪ということです。

○議長 この地図上で緑の部分いうたら、藤谷さん、どっちのほうになるのですか。

○藤谷委員 学校側。

○議長 学校側。

○藤谷委員 はい。

○梅谷委員 使う部分はテープでずっとマーキングしていました。

○議長 面積自体は、これであっていますか。写真と今、実態が違うとおっしゃったけれど、そんなにたくさんあるのですか。

○福壽委員 始末書があります。

○議長 あ、始末書。

○事務局 287で、はい、始末書も一緒に添付されて。

○議長 藤谷委員が言われるようなところが、実際はあるのでしょうかけれども前のほうも始末書、面積で考えている。

○藤谷委員 何らかで使用する場合は、言ってください、持っていますからということですよ。

○佐伯委員 今、この車がとまっている所を入れて、287。

○議長 そうですね、ここもまだ農地だということ。

○梅谷委員 この白い車の後ろがまだ幾らか余地ありますからね。

○議長 他に御意見、御質問ございませんか。なければ、これも市街化区域の転用ですので農地転用届けを受理することに決定をいたします。

○藤谷委員 ありがとうございます。

○議長 次に、第12号議案、農地法第5条第1項第6号の規定による届け出のことを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案朗読及び説明（別紙議案参照）

○議長 説明が終わりました。それでは、1番を現地調査された梅谷委員、報告をお願いします。

○梅谷委員 7ページをお開き願いたいと思います。場所的には■■■■と言ったら大体わかるかと思うので、一応■■■■の右側ということで、説明させていただきたいと思います。写真については、1ページの一番下、それで、ちょっとややこしいので、このままではちょっと説明がしにくいと思いますので、黒板を貸していただいて、説明させていただきます。

汚くて申しわけないですけど、大体わかりますでしょうか。今、申請が出ているのが、ここの土地です。この真っ白にしているこの土地で、こっちが、■■■■で、これ家はもう■■■■の畑、田んぼでした。それで、■■■■というのは、この2月までの■■■■、そこがここいっぱい家を建てているのです。それで、そこにも一応休耕田ということであるのですが、ここが完全にもう通り抜けできないような土地なのです。それでも完全に死んでしまっているのです、ここの通路、何メートルか買って、現在の申請地、ここを確保したら、ここまで通れるのではないかとということで、住宅建てるにしても、売るにしても、ここだとできるのではないかとということで、このたび、この■■■■さんが、ここを買われるということです。大体わかっていただけますか。現場としては、既に排水路を整備されていますので、それについては、問題ないかと思います。今の■■■■さん自体が持っている土地がもう完全に死んでしまっているのです、通路の確保と、もし売るときに、売れるようにということです。そのため申請が出ていると。

○議長 今、御説明があったのですが、委員の皆様方、御意見、御質問はございませんか。

○梅谷委員 その下が、■■■■さんといって、この前、この2月から■■■■になった

■■■■の■■■■の家です。

○議長 今、住宅で■■■■さんの左側の道路を通るとか、あの白い区分は誰のですか。

○梅谷委員 それが、今、申請をしている■■■■さん。

○議長 それは、■■■■さんを除いて、今の■■■■さんの土地があったわけですね。

○梅谷委員 そうです。

○議長 相続でもばらばらになると思うのですが、ややこしいですね。

皆様方、いかがですか。御説明を受けられて、また、地図をご覧になって。特にございませんか。それでは、市街化区域の転用ですので農地転用届を受理することに決定いたします。次に、2番を現地調査していただきました岩本委員の御説明があります。

○岩本委員 地図は、19ページにございまして、写真は、2ページの一番上です。これは、西から写真を撮っておりまして、赤い点線が申請地になっているのですが、区切りとかわからないので、中までは入れなかったのですが、その手前の全てといたしますか、赤い四角の外も草が生えているところも全部畑になっていて、だからどこまでが、こんなに広いのかなと思うぐらいです。

○梅谷委員 これね、私、聞いているのですが、説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○岩本委員 はい。

○梅谷委員 これもややこしくて、左のほうに住宅が3軒か4軒ありますね。その分、駐車場ってなっているでしょう。そこと、そこも合わせて、それと現在、申請地のちょっと下に畑、これ造っています。これは、既に農地転用されて、住宅地になっているということと、その下の

分は、今、造成中です。

○岩本委員 全部、造成していて、くいじゃないですけど、境界をロープ張って
いました。かなり広いです。その下全部、本荘へ行く道のところで
す。

○梅谷委員 これね、造成した人と、今回の申請している進入口を何メートルかは
知りませんが、4メートル、3メートルよくわからないですけ
れど、何か進入口を買いますということ。

○岩本委員 それ、一画の話なので、全部住宅地になります。

○議長 この紙の左側は、畑ですか。

○岩本委員 そうです。

○梅谷委員 それはもう既に、それは申請して住宅になっているという。

○議長 いや、その下の部分あるここは。

○梅谷委員 畑がありますが、一応、名義上は宅地になっています。それと合わせ
て、もう一つ、左の駐車場もあわせて、全部、一括して造成してし
まうということです。

○議長 この左の畑、宅地化されるというのも今回、出てきている方の所有地
になっているのですか。

○岩本委員 そうです。

○事務局長 これだけで家建つのかなと思って。

○議長 この畑部分と一体して、家が建つのですか。

○梅谷委員 はい。

○岩本委員 駐車場までは、その引き道路で、ちゃんとその下に家4件建っていま
して右側は、通行道路になっていますので、それで、引き込み道路
になっているので、それがなかったら、この部分も申請地行けない
ですし。

○議長 今のお話だと、それで同じ持ち物やったら良いかなと思います。この水路はどうなっているのですか。

○梅谷委員 水路はですね、この、水路はパイプラインですね。給水はパイプラインです。

○議長 他に委員の方々に、御質問、御意見ございませんか。ないようでございますので、これも市街化区域の転用ですので、農地転用届を受理することと決定いたします。

次に、議案第13号、農地法第3条第2項第5号括弧書きに定める別段面積のことを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 議案朗読及び説明（別紙議案参照）

11ページと事前に郵送してありますクリップ留めされた地図と、この表になっているものもあわせて見てください。提案内容、農地法第3条第2項第5号括弧書きに定める別段面積については、現行の20アールを維持するというので提案させていただきます。まず、この別段面積ですが、農地を取得するために必要な面積のことを言います。以前は、県がこの別段面積を決めていましたが、改正農地法以降は、各市町村で決めるということで、毎年1回見直すこととなっています。昨年の7月20日の平成28年度第4回農業委員会で審議していただき、20アールを維持するという決定をしました。ちょうど1年経過しますので、本会議案として提案いたします。

提案理由及び参考資料について簡単に説明させていただきますと、四角の枠で囲んだ部分、農地法第3条第2項第5号（抜粋）中の3条許可下限面積については、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、面積を定めることができ、その面積に達しない場合、農地を取得することができない、（許可）できないとなっています。

農林産省令で定める基準が、その枠の下にありまして、農地法施行規則第17条第1項第3号、定めようとする面積未満、この場合は、20アール未満の農地所有者が全農家の40%以上いること、その下の農地法施行規則第17条第2項2号では、定めようとする面積未満の農地を耕作するものの数が、増加することにより、その周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないこととなっています。

その下の枠には、引き上げる場合と引き下げる場合のメリット、デメリット、近隣市町の下限面積を挙げています。

近隣市町の下限面積は、播磨町、高砂市が20アール、加古川市南部は20アール、それ以外は、30アール、稲美町は40アール、明石は平成26年より市街化区域は10アール、調整区域は30アールとしています。

下限面積が大きい加古川市、明石市、稲美町は、調整区域の中でも農業を振興していこうという地域、農業振興地や、農用地などといいますが、それらがありますので、ある程度大きな面積がないと農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じます。

小さい面積だと、農業の効率的な利用ができないばかりか、農地の分散化が進み、新規購入者の増加により、近隣農地に支障が出る恐れがあるため、大きい面積で設定されています。

播磨町の場合、市街化区域がほとんどで、宅地としての利用を促進する地域ですが、下限面積を小さくすることで、農地を取得しやすくなるメリットはあるものの、余り小さくし過ぎると農地の分散化が進んでしまいます。

農地を取得しやすく、また新規就農者をふやすために、下限面積を引

き下げてはという意見もあるかと思いますが、近隣市町よりも下限面積を下げることによって、とりあえずは、耕作目的で3条申請を出して、しばらくして転用するという耕作目的以外の農地を取得するものが、増加するのではというデメリットのほうを重要視しました。以上のことから、今回も現行どおり20アールを維持するというので、提案させていただきたいと思っていますので、御審議をよろしくお願いします。

○議長 今、事務局のほうから提案の説明がございました。ことしも、前年に続いて、現行の20アールを維持するという説明でございます。皆さん方の御意見がございましたら、おっしゃってください。

○日和佐委員 この2～3年、播磨町の農地が減ってきていますので、今、固定資産税の問題があって、現行の20アールで良いと思います。

○梅谷委員 今、播磨町の農家の平均はどうなっているのでしょうか。耕作所有面積はどのぐらいなのですか。

○日和佐委員 大分減っているでしょう。

○梅谷委員 2反超える人は少ない。

○事務局 少ないと思います。

○梅谷委員 そうですね。

○日和佐委員 2反以上持っている方は10軒もないでしょう。

○議長 何軒ですか。

○日和佐委員 10軒。

○議長 いや、それはないです。もっとあります。

○日和佐委員 二子のほうが多いですね。

○議長 今、おっしゃったように、農地法3条にして、何年かたてばというようなことがあるから、細分化もどうかと思いますけれどね。高砂も。

20ですね。

○事務局 高砂も20です。

○議長 昨年まで20できていましたので、今年この数字を動かすとしたら、私はそれなりの理由があつてなら可能だと思うのですが、まあ、このままでいいのかなと、個人的にはそのような気もするのですが、皆さん方、いかがでございますか。特段、御意見がございませんか。
(異議なしの声あり)

原案どおりということで、御報告をさせていただきます。なお、これは公告をしなければいけないのですね。

○事務局 はい。

○議長 掲示板のほうで、公告をさせていただきます。続きまして、報告第4号、相続税の納税猶予にかかる特例農地等の利用状況確認のことを議題といたします。事務局のほう、説明をお願いいたします。

○事務局 議案朗読及び説明(別紙議案参照)

○議長 はい、ありがとうございました。それでは、まず1番と2番を現地調査していただいた浅原委員の報告をお願いします。

○浅原委員 私、4筆調査いたしまして、農地として継続されていることを確認いたしました。

○議長 いずれも大きな面積ですね。それでは、次に3番を現地調査された井澤委員の報告をお願いします。

○井澤委員 場所は16ページに載っている、山ノ代の変速の交差点のちょっと北東の場所になります。写真は3ページの一番下ですね。このように稲が植わっていますので、農地として、継続されていること確認いたしました。以上です。

○議長 はい、わかりました。他の委員の方で、御意見がございませんか。特

段、御意見がございませんか。なければ採決します。原案のとおり報告することに賛成の委員の挙手を求めます。はい、それでは、原案のとおり加古川税務署に報告することといたします。次に、報告第5号、農地法第18条第6項の規定による賃貸借契約解約の通知報告のことを議題といたします。事務局の報告を求めます。

○事務局 議案朗読及び説明（別紙議案参照）

○議長 上部団体の話を。体の話を。

○事務局長 そうですね。はい、あわせて、今日こちらのほうの内容につきまして、兵庫県の農業会議、上部団体であります、農業会議のほうにその農家台帳の性格とか、取り扱いについて、照会をさせていただいております。農家台帳につきましては、そういう小作人の相続が生じた場合でも、その農家台帳を書きかえることによって、その方に相続人の権利を発生させるという、そういう効力を持っているものではない。事実の記載のみであるということでもありますので、この場合、農家台帳のほうが■■■■から■■■■さんへ書き変わっているということについては、先ほど言いましたように、資料が残っていないのですけれども、■■■■さん自身が、小作料を父親が亡くなってから、ずっと支払っているという、領収書の写しのほうも入手しております。実際に、小作料も支払っておりますし、以前、■■■■にお伺いしましたら、20年間きっちりではないかもわかりませんが、■■■■さんが、その田んぼのほうを耕作していると。もう一つ、今回、弁護士を立てて、それはおかしいと言ってきた■■■■さんの、きょうだいの方が、その田んぼを耕作している事実は、私は知らないと、確認はできていないというような回答もいただいておりますので、農家台帳の記載としましては、実際に耕作をしている

小作人の方、■■■さんのほうは記載していることについて、事実として誤りがないということです。その事実として誤りがないので、今回、農地の所有者と小作人の間でお互い話し合いして、小作権をなくしましょうというような、そういう契約のほうができたという報告を、今回受けておりますことにつきましては、農業委員会としましては、報告のほうを受けるという話になっております。

○議長 過去の書類がないのですが、現状、現行では、お父さんが亡くなって、その子供に相続する場合には、どんな書類を出してもらって、遺留分やら同意書とか戸籍謄本とか、今、どんな書類を出して、役場のほうでは、確認をいただいているのですか。

○事務局 遺産分割協議書というのを持ってきてもらって。

○議長 戸籍謄本とか。

○事務局 戸籍謄本

○議長 住民票とか。

○事務局 印鑑証明とか、実印の印鑑証明を添付してもらって、実印を押して届け出をしているかどうか確認です。

○議長 届け出の用紙もあるわけですね。

○事務局 はい、用紙もあります。

○議長 それは、届けをして、どういうふうな形で役場の中は処理されるのですか。ここには上がらないのですか。農業委員会の会議には。

○事務局 18条の届け出が出てきたら、報告しています。

○浅原委員 そもそも小作権の相続権。

○議長 そのようなことは発生するのですか。

○事務局長 あるそうですね。小作権も財産ですので、もし父親が小作権を持っていましたら、その方が亡くなったときは、相続の対象になるそうで

す。

○議長 登記簿にもそういうものは、掲載されるような内容なのですからけれども登記簿に載ったら、司法書士さん、分割やるようですねけれども、地主のほうはなかなか、登記簿までの記載には至らないようですが、現状は農家台帳によって、誰が小作しているかという確認をしているようです。

○議長 新たに小作の契約をするという話ならですねけれども、それも事実上は、小作権が実態としてあって、売買するような場合は小作権を解消する。

○浅原委員 それはありますよ。各地域によって違うのでしょうけれど。

○議長 それは小作をしている状態のときの売買であって、既に小作をしている小作人が持っている権利だけ、相続するのではないと言われたのです。売買のときは、ちょっと違いますね。本人がいるわけですから。

○梅谷委員 小作人は、どこまで権利があるのでしょうか。

○事務局長 事実として小作をしている事実がどこかになければならないでしょうけれど。

○議長 それがあれば、実態は、あるわけですね。今回、このようにしたのは、県のほうの見解等で小作料を息子さんが20年間支払っていたということと、今ではないけれど、数年前まで小作していたというようなことがあります。浅原さん、こういう知識はあるのではないのでしょうか。

○浅原委員 よくわかりませんが、要は解約の合意でしょう。

○事務局長 そうです。

○浅原委員 農業委員会としては、全然問題ないですね。農業委員会以外のことを余り言うのはどうなのでしょう。

○日和佐委員 あくまでもこれは報告ですよ。

○事務局長 二人の間で合意がありますという報告です。

- 浅原委員 農業委員会としては、この人とこの貸している人が、合意しました
でいいよというだけの話ですよ。
- 日和佐委員 そうそうそう。
- 浅原委員 それ以上のことは、何もないと思うのです。それ以外に突っ込んだら、責任が生じてしまうから。それはもう後の他のところで、話してもらうほか仕方ない。だから、農業委員会が承認したから、例えば、裁判に引っ張り出されて、証言してくださいとか、そのようなことを言われたら、困りますからね。
- 議長 そうなのですよ。
- 浅原委員 単純に、この事実だけは承認したと、それで良いのではないでしょうか。
- 議長 その場合、報告事項なのですけれど、賃借人が知っているだけで良いかと。弁護士を通じて、この一人じゃなしに、他にもいると言っているのにも関わらず、賃借人一人の解約を認めたというようなことではないでしょうか。
- 浅原委員 それが、この議題にあがってきていたら別ですよ。何かこの両者の間で何か異議があつて、その状態が出ているのなら、別ですけど、ここの審議事項以外の問題やったら、余り触れないほうが良いと思います。
- 議長 異議が出ているのです。
- 浅原委員 出ているのです。
- 梅谷委員 私が思うのは、小作地というのは、あくまでも実際に耕作する人だと、ですから、きょうだいがおられても、実際につくっている人が小作人だと思うのですけれどね。
- 浅原委員 要は、農家台帳に載っている人は、もういないわけですね。これは

厄介ですね。

○議長 私も、どう言えば良いかわからないのですが、報告事項で、これがあがっていますし、議題じゃなくても報告事項も農業委員会でしますしね。

○浅原委員 今の話やったら正確に言うとね、相続人全員がいます。

○議長 そういうことですね。

○福壽委員 [REDACTED]の見解というのは、どうなのですか。

○事務局長 そうですね。この[REDACTED]さんの相続で言われていることも、弁護士のほうには伝えております。結論としましては、別に法律事務所のほうで、回答も含めまして、手続のほうも進んでいますから、それから相手側の弁護士さんに回答するというその根拠のもとになりますのが、先ほど県の農業会議のほうからの答えですけども、農地台帳につきましては、事実としての記録は、もうないので、事実として書いてあるので、その書いてある内容について形式的に誤りがなければ、今回報告を受理するということになります。

○議長 もう一人のきょうだい、弁護士さんの文章を見ますと、農業委員会で、小作人を[REDACTED]として認めたら、次に開発行為等に移って、財産権が侵害されるので、その場合には、訴訟もしませんよということと、なぜ、[REDACTED]が、一人だけが小作人になるのか、そこら辺の文書回答をしてほしいとなっていて、それを今、法律事務所のほうに相談して、今後、我々素人ですから、弁護士同士の対応でということ。

○藤谷委員 土地は、田んぼはつくらないことになったのですか。

○議長 売ることになったのです。

○藤谷委員 それで、お金が入るから。

- 議長 今、あの土地、開発行為の看板があがっていますでしょう。その看板を見て、良信だけではない、私もいるではないかと。
- 浅原委員 これ、農業委員会としては何か出すのでしょうか。許可とか何か。
- 事務局 届け出してきた紙に受付印を押して、それぞれに返します。
- 浅原委員 受付だけですか。
- 事務局 はい。
- 浅原委員 許可じゃないのですか。
- 事務局 許可とかそういうものではないです。
- 福壽委員 こちらの会ではないということだね。役場のほうで、事務局のほうで受け付けをしたということですか。
- 事務局 事務局で受付をして、借りている人と貸している人に受付印を押して返します。
- 事務局長 報告したというところまでは、受付の内容から出ませんけれども、日付印。
- 事務局 日付印と播磨町農業委員会と書いているハンコで、受付として押しています。
- 浅原委員 あとは、農業委員会としては、農家台帳をどう消すかの話ですね。
- 事務局 そうです。
- 浅原委員 それやったらね、消したときに、何かただし書きを記録で残したほうが良いと思います。
- 事務局 はい。
- 浅原委員 ■さんがね、要するに解約に合意しましたということは、何かその人だけです。その人だけ合意しましたと、ほかの人は合意したかどうかわからないので、権利があるかどうかもわからないけれども、この人は、合意しましたと。それを書いて、削除をする。裁判

とかされても、それは農業委員会としてはタッチしないほうが良い
と思います。

○事務局長 農家台帳の記載は一人だけなのですから、なぜそうなったのか。

○浅原委員 消すに当たって、この人の合意をもって消しました。それで良いの
ではないですか。

○議長 財産分割とかするのに何も農家台帳を100%ということでないわ
けですからね。そもそも法律家はわかっていると思うのですけれど。

○議長 報告事項ということで、これを皆さん方が、どうこうするというこ
とはありませんので、これはこれぐらいにしたいと思います。

○事務局長 では、また経過と御報告させていただきたいと思います。よろしく
お願いします。

○議長 以上で本日予定しておりました議事については、これで終了いたし
ます。

上記のとおり、会議録を調整する。

平成 29 年 8 月 21 日

議 長 澤 田 秀 隆

議事録署名人 日 和 佐 修

議事録署名人 井 澤 信 良